

改葬許可申請書

小林市長 あて

| 死亡者氏名 | 性別 | 死亡者本籍／死亡時の住所 | 生年月日 | 死亡年月日 | 埋葬又は火葬年月日 |
|------------------------------|-----|--|-------|-------|-----------|
| (申請者との続柄) | 男・女 | 本籍 | 明大昭平 | 明大昭平 | 明大昭平 |
| | 不詳 | 住所 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (申請者との続柄) | 男・女 | 本籍 | 明大昭平 | 明大昭平 | 明大昭平 |
| | 不詳 | 住所 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (申請者との続柄) | 男・女 | 本籍 | 明大昭平 | 明大昭平 | 明大昭平 |
| | 不詳 | 住所 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (申請者との続柄) | 男・女 | 本籍 | 明大昭平 | 明大昭平 | 明大昭平 |
| | 不詳 | 住所 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (申請者との続柄) | 男・女 | 本籍 | 明大昭平 | 明大昭平 | 明大昭平 |
| | 不詳 | 住所 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 埋葬又は火葬の場所 (該当に○を付けてください。) | | ア)西諸広域葬祭センター イ)その他() | | | |
| 改葬の理由 (該当に○を付けてください。) | | ア)墓地新設 イ)墓地移転 ウ)親族の墓地へ改葬 ウ)その他() | | | |
| 改葬場所 (墓地・霊園等の名称・所在地) | | 名称: | | | |
| | | 所在地 | | | |

上記及び裏面の者について改葬許可を受けたいので、墓地、埋葬に関する法律第5条第1項及び同施行規則第2条により申請します。

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名

印

電話番号(- -)

- ※墓地管理者から「埋蔵・収蔵証明書」(裏面参照)が必ず必要です。
 ※申請者が墓地使用者でない場合は、「墓地使用者等の承諾書」が必要です。
 ※申請者本人が手続きできない場合は、委任状が必要です。

改葬許可書

上記のとおり、許可する。

平成 年 月 日

宮崎県小林市長 肥後 正弘

《裏面》

※改葬許可申請には、埋蔵・収蔵証明書が必ず必要です。

埋蔵・収蔵証明書(墓地管理者からの証明)

表面の死亡者について 埋蔵・収蔵 されていることを証明します。

平成 年 月 日

墓地管理者 住所

氏名

印

墓地使用者等の承諾書(申請者が墓地使用者でない場合必要です。)

平成 年 月 日

墓地使用者 住所

氏名

印

《改葬について》

埋葬・収蔵(納骨)されている遺骨を、別の墓地や霊園などに移すことを「改葬」といいます。

改葬するときは、現在埋葬・収蔵(納骨)されている所の市区町村長の許可が必要になります。

※同一墓地内での改葬にも改葬許可が必要です。

※遺骨の自宅保管は、「改葬」にはあたりません。

【墓地、埋葬等に関する法律】

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

《分骨について》

埋葬・収蔵(納骨)されている遺骨の一部のみを、他の墓地や霊園などに移す分骨については、市への届出や申請の必要はありません。

現在埋葬・納骨されている墓地・霊園などの管理者から埋葬・収蔵(納骨)証明書(分骨証明書)を交付してもらい、改葬先の墓地・霊園などの管理者に提出してください。

【墓地、埋葬等に関する法律施行規則】

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。